

国民体育大会参加資格（条件）について

選手用

(一財) 栃木陸上競技協会 強化委員会
令和(2023)年3月31日現在

日本国籍であること(例外については大会実施要項(総則)を参照)

前年または前々年度に栃木県以外から出場(栃木県内大会を含む)していないこと。

(例外) 新卒業者、結婚・離婚等に係る者、東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用者、ふるさと制度活用者・ふるさと解除者(成年のみ)、JOC エリートアカデミー在籍者特例(少年)、一家転住に係わる者(少年)

例外を除いて上記以外は2大会以上の期間を置かなければ栃木県からの参加ができない。

※第76回大会は「不参加」として取り扱う

1. 中学生

- 栃木県内の中学校に通学しており栃木登録であること。
- 中学3年生(2008年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者)であること。

2. 高校生

- 「学校教育法」第1条に定める栃木県内の高等学校、中等教育学校、高等専門学校および特別支援学校に通学しており栃木登録であること。(少年A:2005年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者、少年B:2007年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者)
- 全日制・定時制は問わず、通信制高校に在籍する競技者は、栃木県に在住であり栃木登録であること。
- 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地
- 勤務地

3. 成年選手

成年選手が「栃木県」から国体に出場するには、3つの条件のいずれかに当てはまる必要があります

①居住地を示す

現住所

○大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで栃木県内の住所を有し(栃木県に住民票など住所に関する届け出をしている)、かつ日常生活をしていること。

※新型コロナウイルス感染症参加資格特例措置あり

②勤務地

○大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで、栃木県内の勤務先で雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。

○上記期間のうち、1週当たり労働義務がない2日および国民の祝日を除き、残った日数の半数を超えて栃木県に存する事業所等に現実に通勤し、勤務している。

※新型コロナウイルス感染症参加資格特例措置あり

③ふるさと

○所定方法により「ふるさと」を登録しなければならない。(栃木県予選会を含む)

○栃木県内の小学校、中学校または、高等学校を「卒業」していることが条件となる。※高等専門学校、通信課程、高等学校の専攻科、別科を卒業した者は適応できない

○1回の適用で原則2年以上連続して活用すること。活用回数は2回まで。

○使用する場合は申請が必要

※少年・成年種別ともに「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで、それぞれ、居住、勤務または通学していること。ただし、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用者(日本陸連が定める者)は例外

<注意事項> 大学生のうち、栃木県の大学に在籍だが、現住所は他県の場合。または、栃木県に居住しているが、住民票は他県の場合。栃木県から出場できない。

⇒上記1, 2, 3に適用しない場合

例外の適用など

⇒例外を含めていずれにも該当しない場合

出場できない

<ふるさと回数2回までの解釈>

●ふるさと使用後、他県等で「居住地」または「勤務地」として参加した場合は、1回の適用権利が消滅する。ただし、ふるさと利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、適用権利が継続活用となる(第76回国民体育大会より施行)。

※「実施要項総則第5項所属都道府県」選択における事例参照

その他、不明な点は、(一財) 栃木陸上競技協会強化委員会 担当者に問い合わせる事。